所沢市生涯学習情報紙

翔びたつひろば2・3面 一般記事 掲載基準

1.目的及び内容

(1)目的

生涯学習情報紙「翔びたつひろば」は、「生涯学習の理念」(教育基本法第3条)に基づき、一人ひとりの市民が学習を通して豊かな人生を送ることができるよう、学習情報を提供する。

生涯学習の概念は広範なものだが、一般掲載記事欄は市民が収益を目的とせず自主的に運営し、学習文化活動を行う任意団体の学習活動を支援するため、地域づくりに通じる開かれた学習・文化・スポーツ事業等に関する情報を掲載するものである。

(2)内容

市民が顔を合わせて行う相互学習活動、活動成果を発表する展示やイベントの告知記事を掲載する。掲載は「講座・講演会」、「趣味・カルチャー」、「ボランティア・福祉・資格」、「展示会・イベント」「音楽・映画・演劇」、「スポーツ・レクリエーション」の分野ごととする。

2.掲載できるもの

以下のすべてに該当し、かつ後述「3.記載できないもの」に該当しないもの

- (1) 所沢市を活動拠点にする市民3人以上で組織され、収益を目的とせず自主的に運営されている学習文化活動を行う任意団体の学習/行事情報であること。 ただし、以下のものは可能とする。
 - ・NPO 法人による収益を目的としない学習/行事情報
 - ・当市が官学連携を締結している学校の公開講座等
 - ・行政が依頼(委託/指定管理)して実施される事業
 - ・国が広く学習機会を設けるために設置した放送大学等の事業
 - ・市が補助金を支出し支援している学習/行事情報
 - ・障害者施設による地域交流イベント
- (2) 広く一般市民を対象とする生涯学習情報と認められるもの
- (3) 開催場所があり、原則として所沢市内の公的な場所であると認められるもの
- (4) 問合せ先として氏名、電話番号を開示できるもの
- (5) 会費、入場料、観覧料等は、無料または社会通念上適当と認められる額のもの
- (6) 収益目的または特定の宗教、政党の活動を広める目的でないと認められるもの
- (7) 公共の秩序または風紀をみだす畏れのないもの

3.掲載できないもの

以下のいずれかに該当するもの

- (1) 会員を募集するもの(福祉活動に関するボランティア募集を除く)
- (2) 物品を募集するもの
- (3) 主催者が講師を務め、講師謝金を受け取っている事業・教室
- (4) 同一団体の複数記事。同一人物を問合せ先とする複数記事
- (5) 本紙 1 面 4 面や広報ところざわに掲載があるもの
- (6)前月号に掲載した団体の記事(日時、内容が異なる場合も掲載不可)
- (7)催し物の中止情報、実施しないことの告知記事
- (8) 記載内容に虚偽のあるもの(掲載後に虚偽であると判明した場合は、以後の掲載不可)
- (9) 民間企業、財団法人、社団法人、医療法人、商店街振興組合等の事業
- (10) 開催場所等が確定していない事業
- (11) 先着順の事前申込が必要な行事で、本紙発刊日以前に告知募集開始するもの

4 その他 掲載希望者が事前に確認すべき留意事項

- (1) 掲載を希望する団体は、団体の活動内容等がわかる書類(例:会則・役員名簿・会計報告等)を求めに応じて提出できること。
- (2) 掲載の申し込みは、会場を確保した後、掲載希望号の前々月の 25 日から前月の 7 日の間に生涯学習推進センターへ所定の掲載申込書を提出する(FAXや郵送、電子メールでの受付は不可)。
- (3) 提出された原稿は、内容を省略又は修正する場合がある。
- (4) 掲載希望が多い場合には、やむを得ず掲載できない場合がある。
- (5) 公民館を会場とする活動は、当該公民館より活動内容を確認する場合がある。
- (6) 祝日、年末年始等の原稿受付期間は短くなる場合がある(締切日は1面欄外に毎 号掲載)。
- (7) 掲載内容は、所沢市ホームページに公開される。

所沢市生涯学習推進センター(担当:総務グループ)

Tel: 04-2991-0303 /Fax: 2991-0306

〒359-0042 所沢市並木 6 - 4 - 1